

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、斬新な発想と、あくなき情熱で、エンターテインメントを通じた「夢・遊び・感動」を世界中の人々へ提供しつづける「世界で最も期待されるエンターテインメント企業グループ」として、企業活動を支えるあらゆるステークホルダーの利益を最重視しており、長期的、継続的な企業価値の最大化を実現するうえで、コーポレート・ガバナンスの強化が重要な経営課題であると認識しております。
当社を取り巻く様々なステークホルダーの期待に応え、企業価値の最大化を図るため、「バンダイナムコグループコンプライアンス憲章」を定め、当社グループの行動規範としております。

～バンダイナムコグループコンプライアンス憲章～

わたしたちは、すべての人々の基本人権を尊重するとともに、世界で最も期待されるエンターテインメント企業グループを目指し、「夢・遊び・感動」を提供しつづけるため、次の原則を制定し、これに基づき行動します。

■適正な商品サービス・公正な取引

・「夢・遊び・感動」を提供しつづけるという企業理念から、若者の健全な成長を阻害することがないように、適正な商品やサービスの提供を行います。
・自由な競争のもと、自己の立場を不当に利用することなく、法令等を遵守し、公正・透明な取引を行います。

■社員尊重

・社員の生命・身体を優先し、安全で働きやすい職場環境を提供します。

■情報開示

・社会とのコミュニケーションを図ることに努め、すべてのステークホルダーに対して、経営の透明性を確保するために、適切かつ信頼性のある企業情報を、隠蔽することなく、適時かつ公正に開示します。

■知的財産の尊重・活用

・コンテンツを含む知的財産が重要な経営資源であることを認識し、他者の権利を尊重するとともに、自らの権利を守り、有効活用します。

■情報・財産の保全

・会社財産の使用に当たっては、公私の区別をわきまえて、適正に使用します。
・企業活動に伴い取得する顧客情報・個人情報、企業活動から生じる機密情報について、その重要性を十分に理解し、情報漏洩をしないことはもちろんプライバシーにも配慮して、適正に管理します。

■反社会的勢力の拒絶

・社会の安全、秩序に脅威を与える反社会的勢力、団体とは一切関係を持たず、断固としてこれを拒絶します。

■環境との調和

・自然環境や人々の生活環境への配慮は、企業の中長期的な発展に不可欠の要素であると考え、これを十分に認識して事業活動を行います。

■社会との調和

・国や地域の特性を踏まえ、その独自の文化や慣習・ルールを尊重するとともに、「よき企業市民」として、事業活動を通じて文化の発展に貢献し、豊かで明るい健やかな生活の実現に寄与します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
ノーザントラストカンパニーエイブイエフシーサブアカウントアメリカンクライアント	15,786,650	6.31
中村雅哉	12,360,000	4.94
株式会社マル	12,010,100	4.80
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	10,999,300	4.39
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	10,717,100	4.28
ノーザントラストカンパニーエイブイエフシーリユーエスタックスエグゼンテッドペンションファンズ	10,204,374	4.08
ザシルチェスターインターナショナルインベスターズインターナショナルバリュエークイティートラスト	8,208,300	3.28
有限会社サンカ	6,697,000	2.67
野村信託銀行株式会社(退職給付信託三菱東京UFJ銀行口)	4,586,100	1.83
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	4,542,800	1.81

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	3月
業種	その他製品
(連結)従業員数	1000人以上
(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
親会社	なし
連結子会社数	50社以上100社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社グループは、環境変化やグループ戦略に応じた最適なグループ組織体制を常に追求し、臨機応変に対応しております。具体的には、グループの総合力で取り組むべき市場に対しては組織再編などにより、グループ経営資源の最適な配分を行うとともに、効率化を目指したバックオフィス機能の集約など、メリハリのある組織再編を継続的に実施しております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
米 正剛	弁護士				○					
一條 和生	学者				○					
田崎 學	その他									

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
米 正剛	森・濱田松本法律事務所パートナー	長年にわたり弁護士として活躍されており、主にリーガルリスクの観点から、経営の監督とチェックがなされることを期待しております。 なお、当社との間に人的・資金的・その他一般株主と利益相反が生じるおそれのある取引関係はなく、独立性を有しております。
一條 和生	独立役員に指定しております。 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授	長年にわたり組織論等の研究者として教鞭活動を行っており、その深い学識をもって経営の監督とチェックがなされることを期待しております。 なお、当社との間に人的・資金的・その他一般株主と利益相反が生じるおそれのある取引関係はなく、独立性を有しております。 独立役員に指定にあたっては、過半数が社外の人材で構成される「人事報酬委員会」にて中立的・客観的な立場から検討を行っております。
田崎 學	—	企業経営者としての豊富な経験と当社グループが事業展開を行う業界動向にも精通しており、経営の監督とチェック機能の強化とともに、幅広い経営視点を取り入れることを期待しております。 なお、当社との間に人的・資金的・その他一般株主と利益相反が生じるおそれのある取引関係はなく、独立性を有しております。

その他社外取締役の主な活動に関する事項 更新

当社社外取締役は、取締役会への参加などを通じ、豊富な経験と幅広い見識に基づき、業務執行から独立した視点から、また専門的視点から意見を述べるなどし、意思決定の過程において重要な役割を果たしております。

【監査役関係】

--	--

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の数	4名

監査役と会計監査人の連携状況 **更新**

常勤監査役を中心に互いに連携し、会社の内部統制状況を日常的に監視しております。
 なお、年に1回、会計監査人から監査役に対して監査計画を提出しております。また、四半期ごとの監査レビューおよび期末監査に関わる監査報告会を実施しております。このほか必要に応じて、個別案件に対しての情報共有をはかっております。

監査役と内部監査部門の連携状況 **更新**

監査役と内部監査部門の連携については、会社法および金融商品取引法に関する内部統制システムの構築および運用状況、ならびにグループ全体の内部統制システムに関しても、緊密に協力して監査しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名

会社との関係(1) **更新**

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
須藤 修	弁護士									
柳瀬 康治	弁護士									

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) **更新**

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
須藤 修	須藤・高井法律事務所パートナー	長年にわたり弁護士として活躍されており、特に倒産処理事件に多数関与していることから、かかる処理案件に必要な財務および会計に関する知見を有しています。その経歴を通じて培った専門家としての経験・見識からの視点に基づく監査を期待しております。 なお、当社との間に人的・資本的・その他一般株主と利益相反が生じるおそれのある取引関係はなく、独立性を有しております。
柳瀬 康治	丸の内中央法律事務所パートナー	長年にわたり弁護士として活躍されており、その経歴を通じて培った専門家としての経験・見識からの視点に基づく監査を期待しております。 なお、当社との間に人的・資本的・その他一般株主と利益相反が生じるおそれのある取引関係はなく、独立性を有しております。

その他社外監査役の主な活動に関する事項 **更新**

当社社外監査役は、監査役会や取締役会への参加などを通じ、豊富な経験と幅広い見識に基づき、業務執行から独立した視点から、また専門的視点から意見を述べるなどし、意思決定の過程において重要な役割を果たしております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

当社では、連結業績要素に加え、株価や株主価値との連動性をさらに高めるとともに経営の透明性向上・企業競争力高揚につながることを目的とし

て、新しい役員報酬体系を採用しております。具体的には、固定月額報酬を50%として、それ以外の25%を業績連動報酬である現金報酬、残り25%を株式市場水準と連動する株式報酬(インデックス条項付株式報酬型ストックオプション)により構成されるものとし、株主と利害が一致する仕組みとなっております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役、執行役、監査役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明 更新

1. 2006年6月26日開催の定時株主総会にて承認を受け、以下の者に対してストックオプション(新株予約権)を付与しております。
(1)当社取締役(社外取締役を除く)
(2)当社子会社の取締役:戦略ビジネスユニット(*)の主幹会社で、当社の100%子会社である株式会社バンダイ、株式会社ナムコ、株式会社バンダイナムコゲームスの取締役(社外取締役、当社の取締役を兼務する者を除く)
(3)当社および当社子会社の使用人:当社、上記3社、当社設立時点で上場会社であり、現在当社の100%子会社である株式会社バンプレスト、株式会社バンダイロジパルの従業員の一部

2. 2007年6月25日開催の定時株主総会にて承認を受け、以下の者に対してストックオプション(新株予約権)を付与しております。
(1)当社取締役(社外取締役、上場会社の代表取締役を兼務する者を除く)
(2)日本国内における連結対象子会社24社の取締役(社外取締役と当社非常勤取締役兼任者を除く)

*当社グループは、事業ドメインごとに、「トイホビー」「コンテンツ」「アミューズメント施設」の3つの戦略ビジネスユニットと、それらを主にサポートする役割を持つ関連事業会社で構成しております。

【取締役報酬関係】

開示手段	有価証券報告書、営業報告書(事業報告)
開示状況	全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書および営業報告書において全取締役の報酬の総額を開示しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

企業法務室が社外取締役、社外監査役をサポートしております。
企業法務室からの情報伝達としては、主に取締役会開催の都度事前に資料を送付し、必要に応じて説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 更新

当社は監査役設置会社であります。監査役会を設置し、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断しております。さらに、全取締役の3分の1にあたる3名が社外取締役であり、経営の監督とチェック機能のさらなる強化と透明性の向上を図っております。

取締役会は、社外取締役3名を含む取締役9名で構成され、原則月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や会社経営・グループ経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を監督しております。

社外取締役は、経営者の意思決定方法や十分な議論が尽くされているか等、業務執行の公正性を監督する役割を担っております。なお、当社の社外取締役3名は、いずれも当社との間に人的・資金的・その他一般株主と利益相反が生じるおそれのある取引関係はなく独立性を有しており、また、法律や学識、企業経営など深い見識から幅広い意見・経営視点を取り入れることを期待しております。

監査役会は、社外監査役2名を含む4名で構成され、うち2名は財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。各監査役は取締役会等の重要な会議に出席するほか、監査役会が定めた監査基準、監査計画および職務分担に基づき、取締役の業務執行の状況に関し、適宜監査を行っております。なお、当社の社外監査役2名は、いずれも当社との間に人的・資金的・その他一般株主と利益相反が生じるおそれのある取引関係はなく独立性を有しております。

当社の会計監査は、あずさ監査法人が株主総会にて選任され会計監査を実施しております。会計監査業務を執行した公認会計士は次のとおりであります。

指定社員 業務執行社員 椎名 弘
指定社員 業務執行社員 佐々 誠一
指定社員 業務執行社員 金子 能周

会計監査業務にかかる補助者は、公認会計士及び会計士補を主たる構成員とし、システム専門家等の専門的な知識を有する者を含んでおります。

取締役および監査役の人事、取締役の報酬、独立役員等の指名等に関する事項の決定にあたっては、客観性・透明性の向上を目的に、過半数が社外の人材で構成される人事報酬委員会を設置し、その審議を経ております。なお、監査役の人事等必要があるものに関しては、監査役会の同意を経ております。

監査役の報酬に関する事項については、監査役の協議により決定しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法令の定めよりも長い3週間前に送付
集中日を回避した株主総会の設定	予想される集中日を避けた平日の午前中に開催

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社等主催の個人投資家向け説明会に参加しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期と本決算発表後に説明会、第1四半期と第3四半期決算発表後にテレフォンカンファレンスを開催。この他中期経営計画発表時等に説明会を開催しております。また、必要に応じて、スモールカンファレンス等を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に海外の投資家訪問を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、会社説明会資料、会社説明会での質疑応答内容、中期経営計画に関する資料、リリース等を適時開示しております。	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	専任担当を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	バンダイナムコグループのコンプライアンス憲章により、株主・取引先・その他のステークホルダーの立場の尊重について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR(企業の社会的責任)につきましては、グループを横断する「CSRへの取り組み」を定め当社ホームページ上で公開するとともに、「グループCSR委員会」(委員長:社長)のもと、「グループ社会貢献委員会」、「グループ環境委員会」「グループコンプライアンス委員会」を開催し、グループとしての取組強化を図っております。なお、2007年度よりバンダイナムコグループとしての環境報告書を作成しております。また、同じく2007年度よりバンダイナムコグループとしてのCSRレポートを作成し、配布するとともに当社ホームページ上で公開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示の基準やIR機会の充実などに関してのIRポリシーを策定し、ホームページ上で開示しております。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

更新 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ア. グループ企業理念、グループコンプライアンス憲章およびパンダダイナムグループ役員心得を制定し、グループの取締役は職務執行が適法かつ公正に行われるように常に心がけております。なお、グループ各社社長は、グループコンプライアンス憲章の遵守に関する宣誓書を提出しております。

イ. グループ管理の一環としてコンプライアンスに関する規程を制定し、グループ全体を通して法令遵守、倫理尊重および社内規程の遵守が適切に行われる体制をとっております。

ウ. コンプライアンス全般を統括管理するコンプライアンス担当取締役を設置し、グループ内でコンプライアンス違反、あるいはそのおそれがある場合は、直ちにリスクコンプライアンス委員会を招集し、その対応を協議決定する体制を整備しております。

エ. 当社においては、コンプライアンスに関する規程を制定するとともに、法令違反またはそのおそれがある場合に、直接監査役へ通報できる監査役ホットラインを整備しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

ア. グループ管理の一環として情報セキュリティに関する規程を制定し、情報が適切に保管および保存される体制の整備を行っております。

イ. 当社においては、文書管理に関する規程を制定し、各種会議の議事録および契約書等を集中管理するとともに、各部門においては稟議書等のその他重要文書を適切に保管および管理しております。また、取締役はこれらの文書を常時閲覧できる体制をとっております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア. グループ管理の一環として、危機管理およびコンプライアンスに関する規程を制定し、グループ全体を通して危機発生の未然防止および危機要因の早期発見に努めるとともに、危機発生に際しては、迅速かつ確かな対応をとることで、事業への影響の最小化を図っております。

イ. グループ緊急連絡網を整備し、法令違反を含めた危機情報が発生した場合は、直ちに当社代表取締役社長に報告が行われ、グループリスクコンプライアンス委員会を開催し、グループとしての対応を協議決定する体制を整備しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア. グループの効率的な事業の推進を図るために、子会社を事業セグメントごとに分類した戦略ビジネスユニット(SBU)を定め、グループ全体および各SBUごとの中期経営計画および年度予算を策定し、各取締役は自身の担当するSBUの範囲において効率的に職務を執行するものとしております。

イ. グループ戦略会議および当社常勤取締役と重要な使用人で構成する意見交換会であるわいがや会等の会議を設置し、グループの連絡報告および意思決定体制を整備するとともに、業績管理規程、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程および稟議規程等を定め、各取締役の権限と責任の範囲を明確にし、効率的に職務の執行が行える体制をとっております。

ウ. 海外地域統括会社の役割を見直し、各SBUごとに効率的に職務執行できる体制をとっております。

(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ア. コンプライアンス体制の基礎として、グループ企業理念およびグループコンプライアンス憲章を制定し、使用人は職務執行が適法かつ公正に行われるように常に心がけております。

イ. 組織規程、業務分掌規程、職務権限規程および稟議規程等を制定し、使用人の職務と権限を明確にしております。

ウ. 執行部門から独立した業務監査室を設置し、内部監査による業務の適正化をはかるとともに、コンプライアンスの統括組織としてリスクコンプライアンス委員会を設置し、法令違反、またはそのおそれがある場合、直ちにその対応を協議決定する体制を整備しております。

エ. 当社においては、コンプライアンスに関する規程を制定するとともに、法令違反またはそのおそれがある場合に、直接監査役へ通報できる監査役ホットラインを整備しております。

(6) グループにおける業務の適正を確保するための体制

ア. グループ全ての役員および従業員が業務遂行において遵守すべきグループコンプライアンス憲章を制定しております。なお、グループ各社社長は、グループの遵守に関する宣誓書を提出しております。さらに、同憲章については、法令等の改正やグループを取り巻く社会環境等の変化に対応して適宜見直しを行っており、同憲章をグループ全体に周知徹底させるため、グループ全ての役員および従業員に手引書となるコンプライアンスBOOKを作成・配布し、グループ内ネットワークを利用した教育システム等による研修を実施しております。

イ. コンプライアンス、危機管理、業績管理および情報セキュリティ等に関する規程からなるグループ管理規程を制定し、グループ全体の業務の適正を確保する体制をとっております。

ウ. グループの効率的な事業の推進を図るために、グループを事業セグメントごとに分類した戦略ビジネスユニット(SBU)を定め、各SBUを担当する当社取締役を中心に、グループ各社への意思疎通を密にし、適宜指導または助言等を行える体制をとっております。

エ. 業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性および関連法規の遵守を中心とした、グループ内の内部統制がより有効に機能するためのプロジェクトを推進しております。

(7) 監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

ア. 監査役は業務の執行を補助すべき使用人を置くことを代表取締役に対して求めることができ、当該使用人の人事に関しても、取締役会からの独立性を確保するため、取締役および監査役はあらかじめ協議の機会をもつ旨を、監査役会規則に明文化するとともに、取締役会において決議しております。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

ア. 取締役および使用人は、法令に定められた事項、その他当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況およびコンプライアンスに関する事項について、速やかに監査役会に報告することとしております。

イ. 当社においては、コンプライアンスに関する規程を制定するとともに、法令違反またはそのおそれがある場合に、直接監査役へ通報できる監査役ホットラインを整備しております。

ウ. 取締役は内部統制システムの構築および運用状況について定期的に取締役会において報告をするものとしております。

エ. 監査役は取締役会のほか、グループ戦略会議等の重要会議や主要子会社の取締役会に出席し、また、取締役および重要な使用人との定期的な会合をもつことで、当社の現況の確認、報告の受領および意見交換等を行う体制をとっております。

(9) 監査役が実効的に行われることを確保するための体制

ア. 監査役会規則、監査役監査基準、内部統制システムに係る監査の実施基準および監査計画を策定し、監査役の業務分担を行うとともに、監査役は取締役および重要な使用人との定期的な会合、重要文書の監査、業務監査室および会計監査人との連携を通して効率的な監査を行っております。

イ. 監査役は取締役会のほか、グループ戦略会議等の重要会議や主要子会社の取締役会に出席することで子会社への監査の強化を図っております。

ウ. 常勤監査役で構成するグループ監査役協議会において、監査業務の質的向上を目指す研修を実施し、監査方針等の周知、現況の確認、報告の受領および協議を行うとともに、非常勤監査役を兼務する使用人を対象とする監査業務の研修を実施し、グループ全体の監査の実効性を高めております。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

当社は、現在のところ、具体的な買収防衛策を導入しておりません。企業価値向上策に従って、経営戦略・事業戦略を遂行し、グループ企業価値を向上させることが、不適切な買収への本格的な対抗策であると考えます。

もともと、株主様から経営を負託された者として、今後、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切な者が出現した場合に備え、買収防衛の体制整備にも努めてまいります。

具体的には、万一不適切な買収者が現れた場合に、当該買収者による提案に対し、経営陣の保身に走ることなく、企業価値の向上を最優先した判断を下すことができる体制を構築してまいります。そして、新株予約権等を活用した、買収防衛策についても、法令や社会の動向を注視しつつ、検討してまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

—

会議名	開催時	内容・目的	出席者
取締役会	毎月定例 および 随時	会社法で定められた事項の決議・報告並びにバンダイナムコグループの経営に関連する事項の決議・検討・報告	取締役、 監査役
SBU報告会	毎月定例	バンダイナムコグループの事業状況報告	取締役、監査役、 戦略ビジネスユニット代表 および執行役員他指名者
グループ経営会議	毎月定例	バンダイナムコグループの事業上の課題・問題点に対する検討	常勤取締役、戦略ビジネス ユニット代表他指名者
わいがや会	毎週定例	バンダイナムコホールディングス取締役の管掌部門に関わる週次報告など	常勤取締役、 他指名者

模式図(参考資料)

